

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、令和8年度 三川ダム管理地草刈委託業務に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
本業務には、土木工事共通仕様書の1-1-2-2の6（工期）及び1-1-2-12（工事完成通知書の提出）は適用しない。
また、土木工事共通仕様書の1-1-1-6（施工計画書）に記載の項目については監督員と協議の上、必要な項目を決定する。

第2章 施工条件

第1節 安全対策

- 1 業務中の安全確保
必要に応じ、防護板等により、除草時の飛び石を防護し、第三者への危険を防止するものとする。
伐木作業に際しては、電線及び地下埋設物を傷つけないように十分注すること。また、高所作業を伴うため、必要な安全対策を講じること。

第2節 施工内容（用語の定義）

- 1 除草
指定範囲内の草刈及び伐木を行い、搬出する。

第3節 処分

- 1 刈草の処分
施工範囲図1に示す1-1、1-2、1-3、1-4については除草のみとし、現場へ仮置きしておくものとする。
施工範囲図2に示す2-1、2-2の除草範囲を集草、運搬及び処分の対象とする。
当該業務により発生する刈草の処分先については、次の条件を想定している。
 - ・運搬費及び処分費 ・世羅町内における刈草は尾三地方森林組合に運搬、処分する。
正当な理由がある場合を除き刈草処分に要する費用（単価）は変更しない。
- 2 伐木の処分
当該業務により発生する伐木及び既存伐木の処分先については、次の条件を想定している。
運搬費及び処分費 運搬費と受入費の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。
したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用（単価）は変更しない。

第4節 その他

- 1 施工範囲
あらかじめ監督員と施工範囲について確認を行ってから着手すること。よって、現地の状況により、範囲を変更することがある。
- 2 写真撮影
ポール等で施工範囲が分かるようしたうえで、業務名、作業場所、日付を記入した黒板を入れて、施工前、施工中、施工後を写真に撮影するものとする。
- 3 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。